

甲州市介護予防・日常生活支援総合事業Q & A

平成 28 年 12 月 28 日作成

Q & A 形式にて現時点での甲州市の考えを示すものです。

1. 円滑な事業への移行・実施

問1 通所型サービス A の明確なサービス内容を教えていただきたい。

(どの程度の身体機能評価を行ない、計画、評価していくのか、モニタリングについてもどのように行っていくのか、記録物についてはフォーマットを提示していただきたい)

(答) 介護支援専門員に基づく介護予防ケアマネジメントに基づき(必要時)個別サービス計画の作成に係る利用者の状態、具体的サービスの提供状況等についての記録(毎日最低1回は記録)を毎月1回地域包括支援センターに報告するとともに、最低6ヶ月に1回は評価・モニタリングを行い、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに報告する。

半日型の通所型サービス A については、運動機能向上のプログラムとしていますが、身体機能の評価項目については検討中です。記録物のフォーマットまでは作成しない予定です。

問2 通所介護計画書の作成については従来の方と同じでよいか。

(答) 現行相当のサービスについては、従来の介護予防支援と同様で考えています。基準緩和型サービス A については、問1の(答)のとおりです。

**問3 サービス供給体制の整備として、需要を知りたいのですが、基本チェックリスト該当者については、あくまで要支援認定が出るまでの間を、補うという考えで良いでしょうか？
→本日資料のP9にあるように、非該当でも、事業分の支給は受けられるのでよいでしょうか？**

(答) 11/28 事業所説明会資料P.9の表については、あくまでも介護認定を申請期間中の内容になります。介護保険を申請し、認定結果が出るまでの間に同時に基本チェックリストをつけてチェックリストに該当すれば、総合事業対象者となり、認定結果が出るまでの期間に利用したサービス分は総合事業より支給ということです。

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン P.113 (11) サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担と、Q&A H27.3.31 サービス利用の流れ 問4を併せて参照してください。

2. 事業所指定・契約等

問1 総合事業に移行した際に、現在利用されている方に対して総合事業用の契約書、重要事項説明書の取り交わしが必要でしょうか。

(答) 11/28 の総合事業にかかわる事業所説明会資料で、利用者との契約についてお示ししたとおりです。

問2 契約書と重要事項説明書の変更に関する説明がありましたが、運営規定等の変更もしなければならないと思うが、その際の変更届は必要ですか。必要であれば県なのか市なのか。

(答) 運営規定が変更になった場合、市にも変更届を出す必要があります。今までのものは、県の指定であるため、県にも変更届を出す必要があります。総合事業の運営規定を別に作った場合には、市に届出をしていただく必要があります。

問3 変更届け出ですが、現在は県へ届出をしています。県の変更届け出項目に添って、変更届出せばよいでしょうか？みなし期間において、役員や定款等の変更があった場合、予防給付・介護給付は県に、総合事業分については、同様の内容を市に届け出れば良いですか？

(答) 変更届けの書式も市の様式を示す予定です。出来次第HPに掲載予定です。

みなし指定期間中であっても、総合事業のサービスは市の指定のため、市への届出をお願いします。

問4 総合事業（訪問型サービスA）の事業については、みなし指定に含まれず、指定申請が必要ということでしょうか？

(答) 基準緩和サービスは市独自の事業ということになりますので、市への指定申請が必要になります。また、甲州市以外の利用者がある場合には他市の指定も受けていただく必要があります。

問5 みなしで、現行相当の訪問介護事業を実施するだけで、特にAを実施しなくても大丈夫でしょうか？

(答) 市としてはできるだけ指定を受けていただきたいと考えています。

問6 利用者との契約で、基本的な文語の変更はあるかと思いますが、留意すべき変更内容があったら教えていただきたい。

(答) 定款の内容に幅広く総合事業の実施に値する内容が含まれている場合には、定款の変更は必要ありません。定款に総合事業の実施に関する内容がない場合には定款の変更が必要になります。更に、説明の中でお伝えしたとおり、記録の保存期間の変更、また、契約書の中に事業の目的等が記載されていると思いますが、自立支援のための総合事業のサービスであることや、利用者さんが総合事業になったことでの不安感を抱かないような説明をお願いします。